

愛媛県子ども・子育て会議条例（平成25年愛媛県条例第47号）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第66号）

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

※第17条第3項は、幼保連携型認定こども園の認可について、

第21条第2項は、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は閉鎖命令について、

第22条第2項は、幼保連携型認定こども園の取消について、

規定したもの。